官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○令和九年歌会始のお題を定められた件（宮内庁一）　一
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務四）　一
○学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件（文部科学二）　二
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産三七、三八）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（経済産業二）　四
○高速自動車国道に関する件（国土交通三〇）　四
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同三一）　四
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式承認をした件（同三二）　四
○船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件（同三三）　四
○American Bureau of Shippingから登録事項の変更の届出があった件（同三四）　四
○都市計画に関する件（東北地方整備局三、四）　四
○道路に関する件（中国地方整備局三、四）　四
〔国会事項〕
官庁事項　四
〔皇室事項〕
諸事項　四
〔官庁報告〕
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　五
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　五
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　五
〔公　告〕
官庁
社会保険労務士懲戒処分関係　五
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　六
会社その他
株主総会等　六
合併　七
解散　七
清算　七
新株発行　七
社債　七
資本減少　七
計算書類　七
定款変更　七
その他　七
訂正　三〇

その他告示

○宮内庁告示第一号

令和九年歌会始のお題は、次のように定められた。

令和八年一月十四日

宮内庁長官　黒田武一郎

旅

○総務省告示第四号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

令和八年一月十四日

総務大臣　林　芳正

名称	公明党本部周辺地域
期間	令和八年一月十七日から令和九年一月十六日まで
地域	東京都新宿区　南元町 信濃町 東京都港区　元赤坂二丁目（二番に限る。） 北青山一丁目（六番及び七番に接する環状三号線（外苑東通り）の部分に限る。） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○文部科学省告示第二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十条第二項の規定に基づき認証をした次の認証評価機関から、同条第五項の規定により、大学評価基準、評価の実施体制、評価に係る手数料の額等の変更の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年一月十四日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　黄川田仁志

一　公益財団法人日弁連法務研究財団
専門職大学院のうち法科大学院の評価に係る事項の変更
大学評価基準

変更前	公益財団法人日弁連法務研究財団が定める「法科大学院評価基準（令和二年九月二十三日決定）」による
変更後	公益財団法人日弁連法務研究財団が定める「法科大学院評価基準（令和七年六月二十六日決定）」による

二　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
1　大学（短期大学を除く。）の評価に係る事項の変更
評価に係る手数料の額

変更前	三百七十六万二千円に、一学部につき六十六万円を、一研究科につき六十六万円を加えた額（消費税込み）
変更後	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認証評価手数料規則」（令和七年六月改正）及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構追評価手数料規則」（令和七年六月改正）による

2　高等専門学校の評価に係る事項の変更

評価に係る手数料の額

変更前	二百五十万八千円に、一学級につき三十万八千円を加えた額（消費税込み）
変更後	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認証評価手数料規則」（令和七年六月改正）及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構追評価手数料規則」（令和七年六月改正）による

3　専門職大学院（法科大学院分野）の評価に係る事項の変更

(一)　大学評価基準

変更前	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める「法科大学院評価基準要綱」（令和三年二月改定）による
変更後	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める「法科大学院評価基準要綱」（令和七年六月改定）による

(二)　評価に係る手数料の額

変更前	四百八万一千円（消費税込み）
変更後	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認証評価手数料規則」（令和七年六月改正）及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構追評価手数料規則」（令和七年六月改正）による

三　一般社団法人日本助産評価機構

専門職大学院のうち助産分野の評価に係る事項の変更

評価の実施体制

変更前	一般財団法人日本助産評価機構の定める「助産専門職大学院評価基準」（令和四年三月三十一日改定）による
変更後	一般財団法人日本助産評価機構の定める「助産専門職大学院認証評価事業基本規則」（令和七年三月二十六日改定）による

四　公益財団法人大学基準協会

1　大学（短期大学を除く。）の評価に係る事項の変更

評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会大学評価に関する規程」（令和七年三月十七日改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会大学評価に関する規程」（令和七年三月十七日改定）及び「公益財団法人大学基準協会異議申立審査に関する規程」（令和七年五月二十九日改定）による

2　短期大学の評価に係る事項の変更

評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会短期大学認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会短期大学認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日改定）及び「公益財団法人大学基準協会異議申立審査に関する規程」（令和七年五月二十九日改定）による

3　専門職大学院のうち法科大学院及びグローバル法務系分野の評価に係る事項の変更

評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）及び「公益財団法人大学基準協会異議申立審査に関する規程」（令和七年五月二十九日改定）による

4　専門職大学院のうち経営系分野の評価に係る事項の変更

評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）及び「公益財団法人大学基準協会異議申立審査に関する規程」（令和七年五月二十九日改定）による

5　専門職大学院のうち公共政策系分野の評価に係る事項の変更

評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）及び「公益財団法人大学基準協会異議申立審査に関する規程」（令和七年五月二十九日改定）による

6　専門職大学院のうち公衆衛生系分野の評価に係る事項の変更

評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）及び「公益財団法人大学基準協会異議申立審査に関する規程」（令和七年五月二十九日改定）による

7　専門職大学院のうち知的財産系分野の評価に係る事項の変更

評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）及び「公益財団法人大学基準協会異議申立審査に関する規程（令和七年五月二十九日改定）」による

8　専門職大学院のうちグローバル・コミュニケーション系分野の評価に係る事項の変更

評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程（令和七年三月十七日決定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程（令和七年三月十七日決定）による議決権を有する評議員の出席及び公益財団法人大学基準協会専門職大学院協議会の承認

9　専門職大学院のうちデジタルコンテンツ系分野の評価に係る事項の変更

評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程（令和七年三月十七日決定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程（令和七年三月十七日決定）による議決権を有する評議員の出席及び公益財団法人大学基準協会専門職大学院協議会の承認

10　専門職大学院のうち広報・情報系分野の評価に係る事項の変更

評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程（令和七年三月十七日決定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程（令和七年三月十七日決定）による議決権を有する評議員の出席及び公益財団法人大学基準協会専門職大学院協議会の承認

○農林水産省告示第三十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31497号 令和８年１月14日	Oryza sativa L.	いなば姫（ひめ）	25	公益財団法人農業・環境・健康研究所 静岡県伊豆の国市浮橋1601番地１	令和３年11月29日

(2)　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

2　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31497号 令和８年１月14日	Oryza sativa L.	いなば姫（ひめ）	公益財団法人農業・環境・健康研究所 静岡県伊豆の国市浮橋1601番地１	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。

○農林水産省告示第三十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31498号 令和８年１月14日	Oryza sativa L.	サキホコレ	25	秋田県 秋田県秋田市山王四丁目１番１号	令和３年１月21日

(2)　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

２　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31498号 令和８年１月14日	Oryza sativa L.	サキホコレ	秋田県 秋田県秋田市山王四丁目１番１号	なし	登録品種につき品種の育成に関する認めている国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。

○**経済産業省告示第二号**

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第百五十三号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和八年一月十五日から施行する。

令和八年一月十四日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

災害名	地域	指定の期間
令和七年台風第十五号等に伴う災害	静岡県 静岡市 焼津市 牧之原市 榛原郡吉田町	令和七年九月五日から令和八年四月十四日まで

○**国土交通省告示第三十号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月十四日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年一月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）
滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺字斧磨四四〇番から同県犬上郡多賀町大字敏満寺字北裏五八三番九まで	最大	延長（メートル） 七四三
	前　最小	一六一
	後　最大	五四
	最小	一六六
		五五

○**国土交通省告示第三十一号**

海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第八条の規定に基づき、令和七年十一月二十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第M－254号	船舶廃生油等焼却設備	ＯＳＶ－600ＳＡＩ	株式会社サンフレ	アンモニアを含有する廃油に対応した仕様（ＯＳＶ－600ＳＡＩ－Ａ）の追加

○**国土交通省告示第三十二号**

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年十二月二十日付けをもって次のように型式承認したので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第M－311号	硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	ＧＡＡ610－Ｍ	ABB Engineering (Shanghai) Ltd.	No. 4528 Kangxin Highway, Pudong New District. Shanghai 201319 People's Republic of China

○**国土交通省告示第三十三号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年一月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社浪速ポンプ製作所　福井事業所	福井県坂井市三国町池上112	ポンプ（油圧ポンプを除く。）	令和７年11月28日から令和12年11月27日まで

○**国土交通省告示第三十四号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、American Bureau of Shippingから登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和八年一月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

American Bureau of Shippingから登録事項の変更の届出があった件

㈠　代表者の氏名の変更

変更前	クリストファー　ジェイ　ウェーニキィ
変更後	ジョン・マクドナルド

㈡　変更年月日　令和八年一月一日

○**東北地方整備局告示第三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月十四日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　岩手県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十九年東北地方整備局告示第五十四号一戸都市計画道路事業三・四・一号上野西法寺線
三　事業施行期間　自平成二十九年三月三日至令和十二年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月十四日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　岩手県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年東北地方整備局告示第八十七号盛岡広域都市計画道路事業三・一・百十六号盛岡駅本宮線
三　事業施行期間　自平成二十四年四月十二日至令和九年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十四日

中国地方整備局長　杉中　洋一

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　五十四号
㈢　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員延長
後別　後　一九・二六～三九・一二メートル　一九・二六～四一・八三メートル　〇・一一二キロメートル

広島市安佐北区可部一丁目一五七番六から同市安佐北区可部四丁目一七三番七まで

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十四日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
五十四号　広島市安佐北区可部一丁目一五七番六から同市安佐北区可部四丁目一九三番六まで　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　令和八年一月十四日

国会事項

衆議院

弔詞

七年十月十七日村山富市君が死去されたので、同年十二月二十日、本院は次の弔詞を贈った。

元日本社会党中央執行委員長元社会民主党党首元衆議院議員正二位大勲位村山富市君は　多年憲政のために尽力し　内閣総理大臣の重責をにない変革期の多難な国政を統理されました　君は　終始社会福祉の増進に心魂を傾け　また近隣諸国との信頼醸成と世界の平和に力をいたし　国民生活の充実とわが国の国際的地位の向上に貢献されました　その功績はまことに偉大であります

衆議院は　君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

皇室事項

宮内庁

令和九年歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領

令和八年一月十四日

令和九年歌会始のお題

「旅」と定められました。

（注）お題は「旅（たび）」ですが、歌に詠む場合は「旅」の文字が詠み込まれていればよく、「旅路」、「旅籠」、「旅愁」のような熟語にしても、差し支えありません。

二　詠進歌の詠進要領

㈠　詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。

㈡　書式は、半紙（習字用の半紙）を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名（本名、ふりがなつき、旧氏の併記も差し支えありません）、生年月日及び職業（なるべく具体的に）を縦書きで書いてください（書式図参照）。

　無職の場合は、「無職」と書いてください（以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください。）。

　なお、主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えありません。

㈢　用紙は、半紙とし、記載事項は全て毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意（但、半紙サイズ二十四㎝×三十三㎝の横長）とし、毛筆でなくても差し支えありません。

㈣　病気又は身体障害のため毛筆にて自書することができない場合は左記によることができます。

ア　代筆（墨書）による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

イ　本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

ウ　視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

三　注意事項

次の場合には、詠進歌は失格となります。

㈠　お題を詠み込んでいない場合・短歌の定型でないもの又用紙が縦長の場合

㈡　一人で二首以上詠進した場合や毛筆でない場合

㈢　詠進歌が既に発表された短歌と同一又は著しく類似した短歌である場合

㈣　詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合

㈤　二㈣に記した代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌

㈥　住所、電話番号、氏名、生年月日、職業を書いていないものその他この詠進要領によらない場合

四　詠進の期間

お題発表の日から九月三十日までとし、郵送の場合は、書（横）消印が九月三十日までのものを有効とします。

五　郵便のあて先

〒一〇〇―八一一一　宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく折って封入して差し支えありません。

六　疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、九月二十日までに問い合わせてください。

また、宮内庁ホームページ（https://www.kunaicho.go.jp）を御参照ください。

（注）個人情報の取扱いについて

・利用目的　二㈡で記載いただいた個人情報は、歌会始のために必要な範囲で利用します。

・利用及び提供の制限　法令に基づく開示要請があった場合その他特別な理由がある場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しません。

書式図

お題　「旅」

、、、、、、、、、、、、、、、

、、、、、、、、、、、、、、、

（山折り）

〒　住所　電話番号

ふりがな　氏名　生年月日

職業

官　庁　報　告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和八年一月十四日

金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項

令和７年11月19日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(13)第09485号	株式会社ディーケーファイナンス
東京都知事(1)第32043号	ストームハーバー証券株式会社
東京都知事(1)第32044号	日本リバイバルスポンサーファンド六号投資事業有限責任組合
福井県知事(1)第00659号	ふくいキャピタルパートナーズ第１号投資事業有限責任組合
大阪府知事(1)第13037号	株式会社アイエイチケイ
大阪府知事(1)第13038号	法興株式会社
大阪府知事(1)第13039号	株式会社大阪No.１コーポレーション

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
令和７年10月１日	関東財務局長(14)第00393号	ＭＵＦＧファイナンス&リーシング株式会社（東銀リース株式会社）
令和７年10月１日	関東財務局長(14)第00529号	三井住友トラストクラブ株式会社（三井住友トラスト・カード株式会社）

令和７年11月19日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
関東財務局長(7)第01376号	三井住友トラストクラブ株式会社
大阪府知事(2)第13018号	SmartWe株式会社
東京都知事(3)第31757号	日本リバイバルスポンサーファンド四号投資事業有限責任組合
東京都知事(1)第32022号	ＡＣＳリース株式会社

令和７年11月19日付で、日本貸金業協会からの退会を承認した業者（取消し）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(1)第32018号	サン

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十四日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

(三)　占用を制限する区域　区域

長野市豊野町大倉字小日向二〇二六番六から同市豊野町大倉字小日向二〇〇八番一まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年一月十五日

(七)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十四日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号

(三)　占用を制限する区域　区域

鹿屋市白水町一九八六番四から同市古里町五八一番二まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年一月十五日

(七)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可決定

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

小規模個人再生による再生手続廃止

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月二十九日
掲載頁　八十一頁（号外第一一八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月二十九日
掲載頁　八十一頁（号外第一一八号）

令和八年一月十四日

東京都足立区千住一丁目四番一号
（甲）株式会社ピーアップ
代表取締役　中込　正典

東京都千代田区六番町一〇―二
（乙）ＫａｕＵＰ株式会社
代表取締役　宮下　進一

合併公告

左記会社は、保険業法に基づく認可を前提に合併し、甲は乙の権利義務全部を承継の上存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日を予定しています。

合併後存続する甲の資本金は二億二千五百万円であり、資本金の額に増加はありません。乙の株主に対する金銭等の割当はありません。また、新株予約権は発行しておりません。

尚、合併後消滅する乙の保険契約者について、この合併を理由とした保険契約上の権利の不利益な変更は行いません。

この合併に対し異議のある保険契約者その他の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.trssi.co.jp/

（乙）https://www.japanwide.co.jp/

令和八年一月十四日

横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号一

（甲）東京海上トラスト少額短期保険株式会社　代表取締役　瀧澤　巌

福岡県筑紫野市針摺中央二丁目一六番八号

（乙）日本ワイド少額短期保険株式会社　代表取締役　瀧澤　巌

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　八十一頁（号外第一六四号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十三日

掲載頁　一二二頁（号外第二八〇号）

令和八年一月十四日

兵庫県西宮市津門大塚町七番七号

（甲）神戸相互タクシー株式会社　代表取締役　平尾　文一

兵庫県西宮市津門大塚町七番七号

（乙）神戸オート商会株式会社　代表取締役　平尾　文一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、甲の社員総会決議は令和八年一月六日に、乙の株主総会の承認決議は令和八年一月六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）清算株式会社です。

令和八年一月十四日

鳥取県米子市加茂町二丁目一八〇番地

（甲）ピクシスパートナーズ合同会社　代表社員　明田茉沙美

福岡市南区花畑二丁目二〇番八号

（乙）株式会社ＴＵ－ＶＡ　代表清算人　松清　一平

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲の評議員会の承認決議は令和七年十月二十九日、乙の評議員会の承認決議は令和七年十月二十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kurumetaikyo.or.jp/

（乙）https://ikigai-kenko.jp

令和八年一月十四日

福岡県久留米市荘島町一一番地の一

（甲）公益財団法人久留米市スポーツ協会　代表理事　橋本　政孝

福岡県久留米市東合川五丁目八番五号

（乙）公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団　代表理事　橋本　政孝

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の川南及び都城所在のトレーラーホテル事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

神奈川県鎌倉市腰越三丁目一九番一六号

（甲）湘南トレーディング合同会社　代表社員　金谷　正文

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階

（乙）合同会社クリシュナ　代表社員　小口　裕太

組織変更公告

当組合は、株式会社やりだに組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年一月十四日

秋田県仙北郡美郷町六郷東根字雀柳一一三番地二　農事組合法人やりだの大地　代表理事　田口　慶明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

秋田県湯沢市大町二丁目一番二五号　合資会社富谷商店　代表社員　冨谷　公治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ベリーソフトとします。

効力発生日は令和八年三月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年一月一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

横浜市西区北幸二丁目一〇番地二八　むつみビル三Ｆ　合同会社ベリーソフト　代表社員　宿称　真明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

長野市大字鶴賀問御所町一二九三番地　合資会社つちや　代表社員　土屋　磯司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

名古屋市千種区富士見台二丁目八番地パークシティ富士見台Ｄ三〇三　鳳雛合同会社　代表社員　株式会社ＴＯＰＴＥＮＰＯ　職務執行者　出口　哲男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

京都府向日市寺戸町西田中瀬一番地の一　合同会社Ｌｉｏ２５　代表社員　東　優里

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＳＵＮＰＬＡＣＥとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十四日

兵庫県加古川市西神吉町岸六八四番地の八　合同会社ＳＵＮＰＬＡＣＥ　代表社員　日置　淳也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千七百万円減少し、一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月十六日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十五日

掲載頁　五七頁（号外第二八四号）

令和八年一月十四日

山形県山形市嶋北一丁目二番二号　株式会社ＭＯＶＩＥ　ＯＮ　代表取締役　吉村　和文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億四千二百十五万七千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月十四日

東京都新宿区西新宿一丁目二六番二号新宿野村ビル二五階

株式会社東京個別指導学院

代表取締役　松尾　茂樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千三百九十七万五千四百二十四円減少して一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月六日

掲載頁　五十四頁（号外第一七九号）

令和八年一月十四日

東京都品川区東五反田二丁目三番五号五反田中央ビル八階　株式会社ビズリンク

代表取締役　姜　大成

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億七千六百三十四万三千六百円減少し三億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月十四日

東京都渋谷区千駄ヶ谷町三丁目五一番七号

株式会社ザッパラス

代表取締役　溝上　雅俊

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年一月十三日を効力発生日とする関東プロパン瓦斯株式会社との株式交換により、資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の全額を減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月十四日

茨城県水戸市吉沢町五六七番地

ＡＮＥＸＴホールディングス株式会社

代表取締役　秋葉　良孝

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六十二億三千万円、資本準備金の額を六十三億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月十四日

東京都港区赤坂二丁目二三番一号

株式会社ＡＧＳＰＣ４１

代表取締役　中村　彰利

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千八百六十一万六千円、資本準備金の額を二億二千八百六十一万六千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年二月十六日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/933573/announces

令和八年一月十四日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号

ジオフラ株式会社

代表取締役　尾﨑　雄一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年一月二十九日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年一月十四日

横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二三番地二

シスミック株式会社

代表取締役　佐々木博史

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年一月二十九日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、その所有する株式一株を十八株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年一月十四日

横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二三番地二

シスミック株式会社

代表取締役　佐々木博史

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月十四日

北海道小樽市色内三丁目二番五号

株式会社田中市太郎商店

代表取締役　田中　一良

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月十四日

北海道小樽市色内三丁目二番五号

曲イ田中酒造株式会社

代表取締役　田中　一良

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

また、当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年二月二十七日です。

令和八年一月十四日

北海道虻田郡倶知安町北二条西一丁目四番地

株式会社ショクレン北海道

代表取締役　嶋田　司

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月十四日

東京都江東区東陽二丁目二番二〇号

株式会社ダイエースペースクリエイト

代表取締役　中内　晃

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月十四日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二六階　株式会社クラフコ

代表取締役　菅沼　俊一

取消公告

令和七年十二月二十五日（号外第二八四号）掲載の解散公告は取消します。

令和八年一月十四日

東京都中央区新川二丁目三二番四号

Ｄ２Ｃ　Ｂｒａｎｄｉｎｇ株式会社

代表取締役　宮原　貢希

取消公告

令和七年十二月二十二日（号外第二七九号）掲載の株式会社日本旅行サービスに係る旅行業者営業保証金取戻し公告は取消します。

令和八年一月十四日

佐賀県佐賀市北川副町大字新郷七五九番地一

株式会社日本旅行サービス

代表取締役　與田　秀臣